

先生各位

検体検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

このたび2024年(令和6年)5月31日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発0531第2号」により、下記の検査項目に留意事項の一部変更が通知されましたので、ご案内いたします。

謹白

記

● 適用日 2024年(令和6年)6月1日から適用

● 保険収載内容 一部変更項目

検査項目	保険点数
百日咳菌核酸検出	360点

● 保険収載内容 一部変更 下線太字部分が変更されました。

検査項目	百日咳菌核酸検出
診療報酬 点数表区分	「D023」微生物核酸同定・定量検査「13」
保険点数/判断料	360点 / 微生物学的検査判断料(150点)
留意事項	～(略)～ (11)「13」の百日咳菌核酸検出は、関連学会が定めるガイドラインの百日咳診断基準における臨床判断例の定義を満たす患者に対して、LAMP法又はPCR法により測定した場合に算定できる。 ～(略)～

該当項目：百日咳菌核酸検出(項目コード：3418) LAMP法

※PCR法：受託未定